

未分割の相続財産から生じる所得

Q : 昨年9月に父が他界し、遺産分割協議を進めてまいりましたが、なかなかまとまらず、一部未分割のまま相続税の申告を済ませました。未分割財産の中にはアパートが含まれていますが、このアパートの賃貸収入については、誰の不動産所得となりますか？ちなみに、相続人は母、私、弟の3人です。

A : 未分割の相続財産から生じた不動産所得については、相続人全員が共同で得たものと考え、各相続人が各相続分に応じて申告することとなります。

【解説】

所得税法上、資産から生ずる収益はその資産の真実の権利者に帰属すると定められていますが、真実の権利者が明らかでない場合には、その資産の名義者が真実の権利者であると推定して取り扱うこととされています。

ところで、未分割の相続財産については、各相続人が共同でその財産を取得したとされますから、名義者は各相続人共有ということになります。

したがって、その相続財産から生ずる所得についても、各相続人が共同で取得したこととなり、各相続人がそれぞれの相続分に応じて申告することとなります。

ご質問の場合でしたら、相続人は貴方、お母さま、弟さんの3人ということですから、アパートの不動産所得については、お母さまが1/2、貴方と弟さんはそれぞれ1/4ずつ申告することとなります。

